香　川　県

建設業退職金共済制度「掛金収納書（契約者が発注者へ）」提出書

又は証紙を購入しない場合の理由書

　　　工 事 名

　　　契約者名

1. 契約締結後1ヶ月以内に、「掛金収納書」を貼り、所管土木事務所総務課へ提出してください。（小豆総合事務所は監理課へ）
2. 証紙購入が遅れる場合
3. 購入予定時期
4. 理由
5. 証紙を購入しない場合（○をつけ、必要事項を記入）
6. 全て他の退職金制度の対象社員・労働者による施工である。
7. その他（具体的に）

|  |
| --- |
| **「掛金収納書（契約者が発注者へ）」貼付箇所**  ＊当該工事に必要な証紙を購入し、労務者の共済手帳に貼付してください。  ＊下請契約を締結する際は、下請業者に対しても本制度の促進に努めてください。  ＊建設業退職金制度については下記までお問い合わせください。  建設業退職金共済事業香川県支部  高松市磨屋町６－４香川県建設会館内  ０８７－８５１－７９１９ |